

毎週火、金曜日発行（但休日相当と）（翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 生活保護法による医療機関の指定
生活保護法施行規則による指定医療機関からの届出
身体障害者福祉法に規定する医師の指定
身体障害者福祉法に規定する医師の指定の取消し
結核予防法による指定医療機関の辞退
土地の公用廃止
- ◇選管告示 米子市の区域を分けた開票区の改正

告示

鳥取県告示第六百七十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十九年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和三十九年十月一日	福井医院	東伯郡東伯町大字鋤一六〇の二	内科 外科	福井 卓
六月二十七日	百村歯科医院	八頭郡若桜町上町一八〇	歯科	百村 浩
十月一日	島医院	鳥取市湖山町四一三七の一	外科、内科、呼吸器科	島 重夫
	幡病院	鳥取市吉方二五一の一	精神科、神経科	幡 美枝子

鳥取県告示第六百七十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり届出があつたので、同規則同条第二項の規定

により告示する。

昭和三十九年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称 所在地 診療科名

変更又は廃止理由

変更又は廃止年月日

福井医院 東伯郡東伯町一五三ノ四 内科、外科

新築移転のため

昭和三十九年九月三十日

中路歯科医院 八頭郡若桜町一八〇 歯科

転出

昭和三十九年九月三十日

小林 用瀬町用瀬 精神科、神経科

死亡

昭和三十九年九月三十日

幡病院 鳥取市吉方二五一の一 精神科、神経科

医療法人に切換えのため

昭和三十九年九月三十日

鳥取県告示第六百八十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和三十九年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所属科名 氏名 住 所

眼科 白井 宗雄 鳥取市尚徳町日赤病院内

整形外科 岡 迪夫 倉吉市明治町北岡病院内

内科 河野 一郎 米子市皆生山陰労災病院内

内科 岩井 秋人 東伯郡三朝町国立三朝療養所内

整形外科 戸口田和也 鳥取市富安鳥取県身体障害者更生相談所内

外科 守安 久 米子市加茂町一丁目博愛病院内

整形外科 菊川 秀親 境港市米川町四四済生会病院内

外科 坂本 昌士 鳥取市古市鳥取市立病院内

眼科 国光 慎策 鳥取市富安鳥取県身体障害者更生相談所内

耳鼻いんこ 森脇 良省 鳥取市富安鳥取県身体障害者更生相談所内

眼科 正 和朗 鳥取市富安鳥取県身体障害者更生相談所内

身鼻いんこ 太田原舜一 鳥取市吉方鳥取県立中央病院内

内科 尾崎 鼎 倉吉市下田中県立厚生病院内

外科 林原不二夫 鳥取市吉方鳥取県立中央病院内

診療科目 氏名 旧 住 所

耳鼻いんこ 稲田喜代治 鳥取市吉方県立中央病院内

外科 黒川 慶一 倉吉市下田中厚生病院内

内科 池田健一朗 鳥取市吉方県立中央病院内

眼科 足立 啓 鳥取市吉方県立中央病院内

理由

転出

転出

転出

転出

鳥取県告示第六百八十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師の指定を次のとおり取り消したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和三十九年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

眼科 徳岡 淳一 境港市米川町済生会病院内

外科 池淵 成 岩美郡岩美町浦富病院内

整形外科 須貝 幸弘 岩美郡岩美町浦富病院内

外科 黒田 秀夫 米子市加茂町博愛病院内
整形外科 土屋 良之 鳥取市吉方県立中央病院内

鳥取県告示第六百八十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十三年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関 所在地
昭和三十三年九月 橋田医院 東伯郡羽合町長瀬
二十四日

十月三十一日 松田 ” ” 東郷町松崎

鳥取県告示第六百八十三号

次の土地は、昭和三十三年十一月三十日から公用を廃止した。

昭和三十三年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市上井五反田 道路敷 二坪四合三勺
三二〇ノ二一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法第十八条第三項の規定により設定した米子市の区域を分けた開票区を次のように改めたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十三年十二月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

郡市名	開票区名	区	域
米子市	第一開票区	第一、第二、第三、第四、第八、第九、第十、第十一、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五投票区	米子市
	第二開票区	第五、第六、第七、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十投票区	